

【 健康福祉部 】

<p>件 名</p>	<p>特定医療費支給認定申請について</p>
<p>申立概要 【受理 28.3.2】</p>	<p>私は特定医療費（指定難病）の支給認定を受けており、昨年10月に更新が必要であったが、手続きを失念していたため、今年1月に府健康対策課へ電話で相談したところ、改めて新規で申し込むよう指導された。</p> <p>2月末に新たな受給者証を出すとの説明を受け申請したが、その後同課から、診断書に追加記載が必要であるため診断書が病院に差し戻しになった旨の通知があり、2月末に受給者証が受け取れなかった。</p> <p>今まで何度も更新しており、今までどおりの診断書を提出したのに、病院に差し戻しをしたということは、同課に電話相談した際、お互い感情的な会話になったため、担当者から不当な扱いを受けていると思われるので調査願いたい。</p>
<p>確認事項</p>	<p>申立てのあった特定医療費（指定難病）支給認定の申請手続きについて、申立者が府に電話相談された今年1月の時点では、継続申請期限（平成27年9月30日）を既に過ぎており、また、期限内に申請ができなかったことについての特別な事情も認められなかったことから、新規申請の取り扱いとなったもの。</p> <p>指定難病の医療費助成については、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、平成27年1月1日から新制度が適用されており、新制度では、指定難病の確定診断に加えて、重症度分類で一定以上であることが要件とされている。</p> <p>このため、新規申請として申立者から提出された診断書については、指定難病審査会において、重症度について新制度の基準に則って書類審査された結果、支給認定の可否を判断する上で、必要な記載事項が不足していたため、補正として府から医療機関に対し追加記載を依頼したもの。また、補正された診断書により支給認定となった場合は、その有効期間が受理日である平成28年1月25日から適用されることを確認した。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 28.3.28】</p>	<p>監査委員から所管部局（健康福祉部）に対し、今回の事案において、府職員の個人的な感情による不当な取り扱いがあった事実は認められなかったが、こうした府民からの誤解や疑念を招かないよう、より丁寧な説明対応に努めるよう要望。</p>